

第26回 市民まちづくり連続講座 in 明石

住民投票条例否決と「市民参画システム」の検証

11月の「市民まちづくり連続講座」は29日(日)午後1時30分から「市民参画システム」を機能するものにしていくための方策について、新たな観点から議論します。

明石市が「市民の行政への参画」と「協働のまちづくり」その前提として「情報の共有」を市政運営の原則に定めた自治基本条例が施行されて、満10年を経ました。自治基本条例には“究極の市民参画”と言われる「常設型住民投票条例」の制定も規定されていますが、議会の議決によって設置された住民投票条例検討委員会から答申された条例は、2度にわたって市議会で否決され、未だに幻の条例のまま放置されています。

この講座では住民投票条例はひとまず横に置き、明石市の市民参画を前に進めるための課題や方策を多角的に検証します。日常的に市民参画を市政の中に定着させていくために、どのような課題と突破口があるのか？ 角度を変えた議論にご参加ください。

日時 2020年11月29日(日) 午後1時30分～4時30分

会場 ウィズあかし8階 市民活動支援センター・フリースペース (アスパア明石8階)

テーマ 住民投票条例否決と「市民参画システム」の検証

明石市元部長の岡本弘志さんの提案をもとに、市民参画の問題点と課題を討議します。

※資料代300円。事前申し込みは不要。どなたでも参加できます。当日会場にお越しください。

明石市自治基本条例は、市政への市民の参画を保障するために、2つの条例の制定を定めています。一つは「市民参画条例」で、自治基本条例施行後ただちに条例検討委員会が設置され2010年11月には答申し翌年4月に施行されました。

これに対して住民投票条例は、2013年8月に市議会の議決に基づく検討委員会が設置され、1年余の審議を経て2014年9月に常設型住民投票条例の制定案を答申しました。しかし、外国人への投票権付与をめぐる反対する動きもあって1年先送りした後、2015年12月議会に条例案を提案しました。ところが提案の直前に最も重要な「署名数要件」を理由の説明がないまま、よりハードルの高い「6分の1」に改ざんして提出したために、

改ざんに反対する議員や在住外国人への投票権付与に反対する双方の議員が呉越同舟する形で、全会一致で否決されました。

こうした経緯を経て10年間“違憲状態”が続いてきたため、市はようやく今年3月議会に再提案しましたが、多数派の自民党真誠会と公明党の反対で再度否決されました。

こうした経過と状況を踏まえて、市庁舎建て替え計画や新幹線基地計画、長期総合計画の策定など市政の重要課題について市民参画が軽んじられていることも考えると、住民投票条例以前に日常的な「市民参画の仕組み」を検証し、市民参画条例の活用と拡充に目を向けることが大事ではないかという判断に至っています。

市民まちづくり連続講座 in 明石 2021年の講座開催計画

回	日時	テーマと内容	会場
27	2月 日程未定	明石の飲料水はどくなる—琵琶湖導水を考える (仮題)	ウィズあかし8階フリースペース

※1月下旬は「市民と議員の意見交換会」の開催を予定しています

市民参画条例は活かされているのか！

明石市が市民参画条例を制定、施行したのは、自治基本条例が施行された1年後の2011年4月と早かった。前年の秋にわずか2ヵ月程度の審議で検討委員会が答申し、スピード成立させたのは、10年経っても陽の目を見ない住民投票条例と対照的だ。

市民参画条例の制定にあたって、当時の市民自治あかし（第一次）は、内容が不十分な面が多々あるので慎重に審議することを求めて市議会に請願したが、市議会は請願を反対多数で不採択にし、条例案の中身に立ち入った審議をしないまま成立させた。しかし、その条例でもいま読み返してみると重要な事項がいくつも明記されているにもかかわらず、ほとんどが適用されないまま、「市民参画の空洞化」がまかり通っている。いくつかの論点を整理してみた。

忘れられた「市民参画」の手法

最近の明石市は新庁舎建て替え計画についても、市民参画の手法を問われると「説明会」や「パブリックコメント」をことあるごとに提示する。

しかし、これらは「市民参画」という用語が使われる以前から行われている行政手法に過ぎない。市民参画条例では、市民参画とは「計画段階から実施、評価、改善に至るそれぞれの段階で、市民が主体的に関わっていく」とことと定義（第2条）している。

市民参画の手法について条例では、意見公募手続き、審議会等、意見交換会、ワークショップ、公聴会、政策公募手続きなどの具体的手法を挙げている（第7条）。ここには、パブコメや説明会はない。市民参画以前の当然の「行政実務」だからだ。

条例を読めば「市民参画」への無理解が見えてくる。

20人以上で政策提案、もっと活用しよう

条例19条には「政策提案手続」の制度が挙げられている。市民20人以上の連署を添えて、市長に政策等を提案できる制度だ。市長は提案を検討し、結果と理由を提案者に通知するとともに、提案内容とともに公表する。

提案者には公開の場で意見を述べる機会を与えることや、検討結果に不服がある際は再検討を求めることもできる。再検討の求めがあった際には、市長は遅滞なく市民参画推進会議に諮問し答申を尊重したうえで再検討を行うことも明記されている。

この制度が活用されたのは2014年度の1件だけだ。市民参画推進会議は2016年12月の答申の中で「制度が浸透していない」として、政策提言につながる話し合いを支援したり、効果的な制度になるよう市に努力を求めている。

全国で広がる「百人委員会」方式

行政主導の「市民参加」方式はもう20年以上も前の「旧い手法」になり、住民自治・市民自治をめざした「市民参画」時代になって、いま全国で広がっている手法の一つは「百人委員会」方式だ。

人口規模によっては200人、300人、1000人とやり方はいろいろだが、基本は旧来型の「行政に都合のいい委員」で構成する“隠れ蓑型”の諮問機関ではなく、無作為抽出した市民で「わいわいがやがや」と時間をかけて政策を議論する場をつくる。あるいは「この指とまれ」方式で、手を挙げた人はすべてメンバーにして“自然淘汰”されながらメンバーが洗練されていく方式に賭ける。市民を信頼することが前提だ。

いずれの場合でも重要なのは、会議を進行するコーディネーター役を選ぶことだ。市民参画の手法は年々進歩している。いつまでも旧い殻に閉じこもっているのは、歴史の流れから取り残される。

参画推進会議は4年間空白、年次検証なし

市民参画の運用をチェックし、市民参画の推進について市長に意見を述べる“お目付け役”でもある市民参画推進会議は2年任期。2011年度から2016年度まで2期にわたって設置され、6年で8回の会議を開催し、市民参画の状況をチェックし公表するとともに、2回にわたって条例の運用について答申書を提出してきた。とくに2016年12月の答申では、幾つかの重要な改善や意見具申を行っている。

ところが、翌2017年度からは推進会議はなぜか存在しない。市のHPでも、2016年12月の答申を最後に市民参画についての報告は止まったままだ。市長は毎年、市民参画手続きの実施状況等について公表することが義務づけられている（21条）が、これも止まったままだ。自治基本条例に定めたことが放置されているのは、住民投票条例の制定だけではない。